

# ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託 業務仕様書

## 1 業務名

ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日(金)まで

## 3 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大によりテレワークが普及するなか、アフターコロナ時代の新しい働き方・ライフスタイルとして、リゾート地や地方でテレワークを行う「ワーケーション」が注目されています。

本県では、首都圏等の企業や個人等をワーケーションに誘致することで、県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、昨年度、県内各地において事業者が市町村と連携してモデルプランを企画し、必要な環境整備及びモニタリングを行うモデル事業を実施しました。

令和3年3月には「みえモデルワーケーションプロジェクト推進方針」を策定し、また、「三重県ワーケーションウェブサイト」を開設するなど、ワーケーション推進の取組を進めています。

さらに今年度、三重県がワーケーションの実施先として選ばれるために、恵まれた地域資源の活用に加え、県がこれまで取り組んできた様々な施策と連動させた“みえモデル”を構築することとしており、ワーケーションに関わる産学官民の関係者による研究会を開催するとともに、ワーケーション受入を地域ぐるみでコーディネートできるような人材の育成にも取り組んでいきます。

本業務は、“みえモデル”構築に向け、昨年度実施したモデル事業で課題となった、地域内又は地域間を連携させた、多様性のあるモデルプランを企画・実施することでワーケーションの満足度を高め、県内のワーケーション受入体制を充実させることを目的とします。

## 4 契約上限額及び採択件数

契約上限額：1件あたり 999,484円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

採択件数：計3件以内

## 5 業務内容

### (1) ワーケーション滞在プランの企画・モニタリングの実施

- ① 三重県内の施設を中心に、市町、その他関連事業者等において、地域内又は地域間を連携させたワーケーションのモニタリングを実施すること。
- ② 三重県内でのワーケーションに関心がある首都圏、関西圏や中部圏等の企業又は個人をモニターとして誘致すること。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、県内の企業又は個人でも対象とする場合がある。

なお、これらの誘致については、県からの紹介支援を受けることができる。

- ③ 委託期間中、6名以上にモニタリングさせること。
- ④ 滞在プランには、テレワークとともに地域の独自性を生かした体験プログラム又は地域活動等を1件以上盛り込むこと。
- ⑤ 実施期間は3泊4日以上とすること。

#### (2) ワークーションのための環境整備

##### ① 通信環境の整備

テレワークを実施する施設の Wi-fi 等の通信環境が十分でない場合は整備すること。

##### ② 二次交通の整備

滞在期間中に必要な移動手段のサービス提供を含めたプランとすること。

##### ③ その他の取組の実施

上記に加えて、ワークーションに際し、必要かつ効果的と思われる環境整備のための取組を実施すること。

#### (3) 事業実施報告書の提出

本事業に関する以下の各項目について取りまとめ、提出すること。なお、報告書は県内他地域の今後の取組の参考とするため、県の広報やインターネットサイト等に使用し、公開する場合がある。

- ① 取組の背景
- ② 事業の内容、プロセス
- ③ モニターへのヒアリング結果（写真を添付するなどモニタリングの状況が分かるようにすること。）
- ④ 事業の成果と課題
- ⑤ 今後の取組方針

#### (4) 留意事項

- ① モニタリングにかかる経費（テレワーク実施施設利用料、宿泊費及び体験プログラム料金等）は委託経費に計上できる（現地までの往復交通費、飲食費は除く。）。
- ② 施設整備費等の財産の取得にかかる費用は委託経費に計上できない（消耗品費、リース・レンタル料は除く。）。
- ③ 実施にあたっては、具体的な実施計画等について事前に県と協議すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等必要な安全対策を講じること。

## 6 成果物

令和4年3月18日（金）までに、以下の成果物を紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1式で提出すること。成果物は、ワード、エクセル、パワーポイント形式等、三重県において二次利用可能な形式で作成すること。著作権、肖像権その他権利に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な処理を行うこと。

- ① 事業実施報告書
- ② その他本事業の過程で作成した資料

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約が解除できるものとする。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、受託業務の遂行に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

## 9 受託者の留意事項

- (1) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に記載されているすべての業務に対し、いかなるケースにおいても、別途費用を請求することはできない。ただし、仕様変更による追加費用については別途協議を行うことができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、県と協議のうえ定めるものとする。

## 10 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。